ものの、レールの重量化等の対策により、現況と同程度又は低い値になることとされている。日照障害については、本件区間の北側に側道用地を確保することによって、環境基準等を満足することとされている。電波障害については、地上デジタル放送に関する影響について事後調査を実施し、本体工事による影響が認められる場合には、必要に応じて対策を講ずることとしている。景観については、住宅密集地の中を鉄道が通り抜けていく景観構成に変化は無いものの、鉄道による市街地の分断が解消され地域に連続性が生じ、一体感のある地域景観の特性になるとともに、高架下空間が確保され、圧迫感・閉塞感のない整然とした施設が整備されるなど、眺望変化については景観状況の変化による影響はほとんどないと予測されていることから、本体工事等の景観に与える影響は少ないと認められる。

また、本体工事等の施工区域内及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）は見受けられず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本体工事等の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、東京都教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本体工事を施行するために必要となる本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体工事等の事業計画は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第３条の規定により定めた実施基準等の規格に適合していると認められる。また、本体工事の事業計画は、平成13年１月15日に都市計画決定された内容と整合していると認められる。

本路線は、１日当たりの利用者が19万人を超え、利用者に与える影響を考慮すると、本体工事の施行に際しても、列車の運行を休止せず施行することが必要であると認められるため、本体工事の工法検討として仮線工法と直上工法の２案による検討が行われている。仮線工法と直上工法とを比較すると、仮線工法は、施工にあたり構造物が大型化する直上工法よりも土地の取得必要面積が少ないため、土地利用に与える影響が少ないこと、直上工法が夜間作業が多くなるのに対し、昼間の作業が可能であることから施工性に優れていること、事業費も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、本体工事に係る周辺区域の具体的状況下においては、仮線工法が合理的であると認められる。さらに、仮線工法のうち１線工法と２線工法とで比較すると、１線工法は、２線工法に比べて土地の取得必要面積が少ないため、土地利用に与える影響が少なく、事業費も低く抑えられるため、本件事業計画である仮線１線工法は、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

区道付替工事は、現行の区道を現に利用している地域住民が社会生活を営んでいく上で必要不可欠であると認められ、設置位置等は、当該区道管理者と協議済みであり、必要最小限の範囲で付け替えることから、適切な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、全体計画区間に係る11箇所の踏切において慢性的な交通渋滞等が発生しており、その緩和等を図る必要があると認められることから、本体工事を早期に施行する必要があると認められ、本体工事の施行に伴う本件事業についても、早期に施行する必要があると認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　東京都葛飾区役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地　東京都葛飾区立石四丁目及び七丁目地内

○関東地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日　　関東地方整備局長　大西　亘

十六号	路線名	供用開始の区間					図面縦覧場所		
		から	まで						
	東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木字八木ヤ五数地八〇四番二地先	同町大字駒形富士山字上ヤタ四九〇番三					関東地方整備局及び同局相武国道事務所		

供用開始の期日　平成二十九年三月二十一日

○北陸地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日　　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第四百七十六号魚沼都市計画下水道事業

三　魚野川流域下水道（堀之内処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十九年三月八日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日　　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千五百四十七号新潟都市計画及び阿賀野都市計画下水道事業阿賀野川流域下水道（新井郷川処理区）

三　事業施行期間　自平成四年九月十日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし